

事務連絡
令和8年6月8日

一般社団法人三重労働基準協会連合会長 殿

三重労働局労働基準部
健康安全課長

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等の周知について（依頼）

日頃より安全衛生行政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第89号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第204号。以下「改正告示」という。）が令和8年4月28日に公布され、令和9年4月1日から施行することとされたところです。別添のとおり、本制度改正の内容を案内するリーフレットを作成しましたので、貴殿におかれましては、傘下会員等に周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い致します。

・リーフレット①「健診取扱いリーフレット」



・リーフレット②「健康診断を実施しましょう」

